

山 貨 災 防 災 第 2 号  
令和 4 年 4 月 2 0 日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
山形県支部 支部長 熊澤貞二  
(公印省略)

### 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の改定について

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の治療と仕事の両立支援につきましては、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)においても働き方改革の重要なテーマの 1 つ位置づけられており、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業場や医療機関における支援の取組の促進を図っているところとです。

このような中で、治療と仕事の両立支援を推進する観点から、平成 30 年度診療報酬改定において、がん患者に対して主治医と産業医の連携等を評価する「療養・就労 両立支援指導料」(以下、「両立支援指導料」と言う。)が新設されました。さらに、令和 2 年度診療報酬改定においては、対象疾患については、がんのほかに、脳血管疾患、肝疾患及び指定難病が追加され、企業側の連携先についても、産業医のほかに、患者が勤務する事業場において選任されている総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び労働者の健康管理等を行う保健師が追加される等の拡充が行われました。

両立支援指導料は、がん等の患者が企業と共同で作成した勤務情報を記載した文書を受け取った保険医療機関の医師が、当該患者に対して就労の状況を考慮して療養上の指導を行い、産業医等に対して当該患者の治療と仕事の両立に必要な情報を提供した場合等に算定することができるものです。

今般、令和 4 年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立支援を推進する観点から、対象疾患に心疾患、糖尿病及び若年性認知症が追加されるとともに、企業側の連携先に衛生推進者が追加される等更なる拡充が行われました。

両立支援指導料は、事業場と医療機関が連携し、治療と仕事の両立支援の充実を図る上で重要な役割を果たすものですので、貴職におかれましては、産業医等に対して、本診療報酬改定についての周知を図り、両立支援の推進に係る適切な対応が促進されるよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

添付資料： 療養・就労両立支援指導料 (H30 新設、R2・R4 改定)

以 上

本文書および添付資料は、陸災防山形県支部ホームページにアップしています。

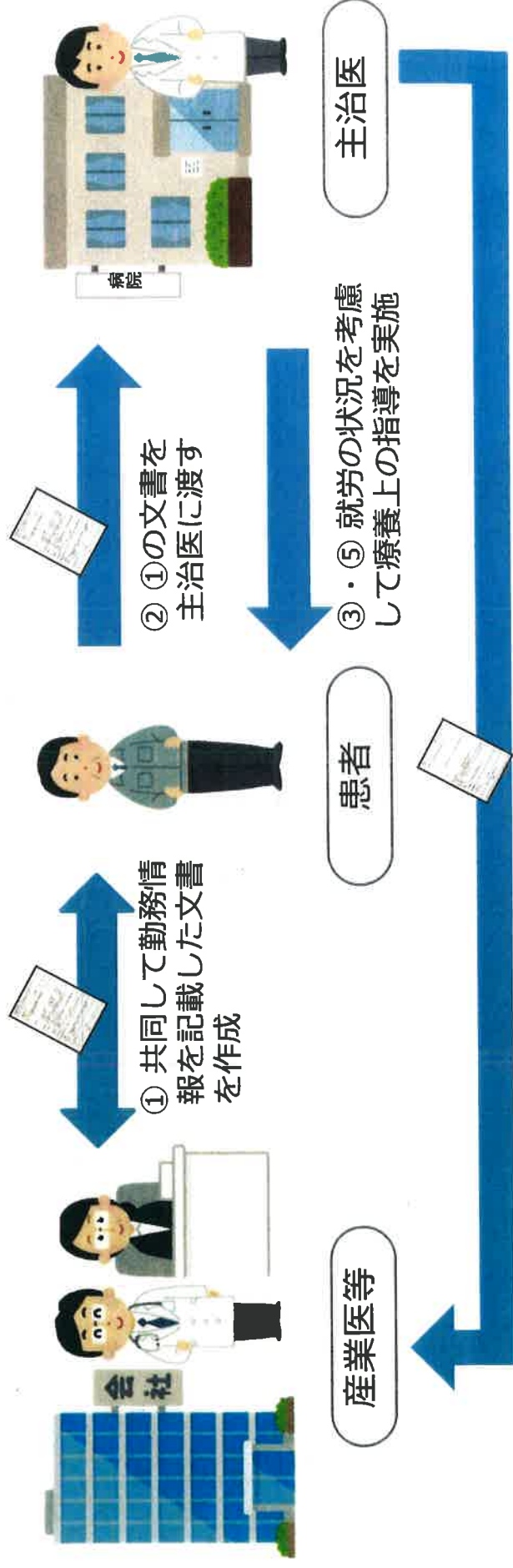
- 患者本人と企業が共同で作成した勤務情報書に基づき、主治医が、患者に療養上必要な指導を実施し、企業に対して診療情報を提供した場合について評価するもの
- また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合についても評価される

## 対象となる疾患

がん（平成30年度）

脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病（令和2年度追加）

心疾患、糖尿病、若年性認知症（令和4年度追加）



④ 患者の就労と治療の両立に必要な情報の提供を行う  
(医師が情報提供書類作成、もしくは外来に同席した産業医等に情報提供)

## 対象となる疾患

がん、脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症

※下線部が、令和4年度改定部分

初回：800点（情報通信機器を用いて行った場合：696点）

- ① 患者と事業者が共同で作成した勤務情報を記載した文書を受け取る
- ② 患者に療養上必要な指導を実施する
- ③ 企業に対して診療情報を提供する※

※ 企業側の連携先：産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師、衛生推進者

2回目以降：400点（情報通信機器を用いて行った場合：348点）

- ④ 診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を実施する

※初回を算定した月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する

相談支援加算：50点

- 患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合について評価
- 両立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること